

自動車NOx・PM総量削減計画の推進体制

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

○根拠等：自動車NOx・PM法第10条

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(H29.3改正)

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会運営要領(H30.4改正)

○会長：大阪府知事

○構成員：府知事、学識経験者(2)、府公安委員長、関係43市町村長、近畿農政局長、近畿経済産業局長、近畿運輸局長、近畿地方整備局長、近畿地方環境事務所長、関係道路管理者（西日本高速道路㈱、阪神高速㈱、府道路公社）55名

部 会

○名称：総量削減計画進管理検討部会

○根拠：協議会条例第6条

総量削減計画進管理検討部会運営要領

○部会長：近藤委員(阪大名誉教授、協議会委員)

○構成員：6名

協議会委員2名 近藤委員、内田委員(大公大)

専門委員4名(協議会委員を除く学識経験者その他)

上野委員(貨物運送団体)、近藤委員(大商)、近藤委員(労組)、中村委員(消費者団体)

幹事会

○根拠等：協議会条例第7条

協議会運営要領第2条

○幹事長：環境保全課長

○構成員：道路整備課長、産業創造課長、
その他協議会行政構成員の実務責任者24名
オブザーバー（関係道路管理者）3名